

土木工事などを行うときは 「遺跡の確認」が必要です！

今から行う工事、確認してありますか？もしかしたら、その場所は遺跡かも知れませんよ！

建物の建設や土木工事などを行う場合、事業者（施主）は、工事を予定している場所が遺跡の範囲内でないことを確認する必要があります。もしも、その場所が遺跡の範囲内だった場合、事前に届け出をする必要があります。

遺跡の範囲はどこで確認するの？

工事を計画している位置を示した地図、区域を示した図面を持参の上、生涯学習課の窓口で照会してください。

※ファクスでも照会できます（結果は後日連絡します）。

土採取計画などの認可を受けるため、書面での回答が必要なときは、次の書類を添付して申請書「埋蔵文化財の取り扱いについて」を提出してください。

（添付書類）

- ・位置図（縮尺25、000分の1の地図に工事を予定している位置を赤書きで明示）。
- ・地形図（縮尺2、500分の1の地図に工事を予定している区域を赤書きで明示）。

計画している区域が遺跡の範囲内だった場合は？

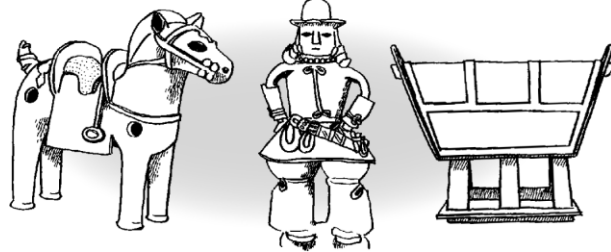
工事を実施する60日前までに、文化財保護法に基づく届け出が必要です。次の書類を添付して「埋蔵文化財発掘の届出書」を提出してください。

（添付書類）

- ・位置図（縮尺25、000分の1の地図に工事を予定している位置を赤書きで明示）。
- ・地形図（縮尺2、500分の1の地図に工事を予定している区域を赤書きで明示）。
- ・工事の設計図、概要を示す平面図や断面図など（縮尺は任意）。

●受付時間

午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）



●申請書および届け出書

生涯学習課窓口にあります。市のホームページ（<http://www.city.asahi.lg.jp/>）からもダウンロードできます。

＜提出・問い合わせ先＞
生涯学習課文化振興班（海上支所1階）

☎55-5728
FAX 55-5825

第6回旭市文化祭開催！

毎年、芸能発表や茶華道など、さまざまな趣向で行われる文化祭。今年も市内4地域で開催されます。家族や友人、みんな一緒に来てください。

【旭地域】

- ◆芸能…東総文化会館／10月30日（土）、31日（日）
- ◆茶華道…市民会館／10月31日（日）
- ◆作品展示…総合体育館／11月6日（土）、7日（日）
- ◆囲碁…市民会館／11月7日（日）

【海上地域】

- ◆作品展示・芸能・茶華道など…海上公民館／11月3日（水・祝）



【飯岡地域】

- ◆作品展示・芸能・茶華道など…いいおかユートピアセンター／11月6日（土）、7日（日）

【干潟地域】

- ◆作品展示・芸能・華道など…干潟公民館／11月2日（火）、3日（水・祝）

－ 共通事項 －

時間／午前9時～

＜問い合わせ先＞

生涯学習課文化振興班（☎55-5728）

